

**東近江市蒲生医療センターがん診療棟増築工事の施工に伴う
協定の締結につき議決を求めることについて**

東近江市蒲生医療センターがん診療棟増築工事の施工に伴う協定を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 協定の目的 東近江市蒲生医療センターがん診療棟増築工事
- 2 協定金額 1,300,000,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額118,181,818円）
- 3 協定の相手方 滋賀県蒲生郡日野町大字上野田200番地1
医療法人社団昴会
理事長 相馬 俊臣

提案理由

東近江市蒲生医療センターがん診療棟増築工事の施工に伴う協定の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。